

【現状と課題】

女性も男性も、それぞれの身体的特徴を十分に理解し合い、互いへの思いやりをもって生きることが、男女共同参画を推進する上の前提となります。とりわけ、女性は、妊娠や出産の可能性があるので、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

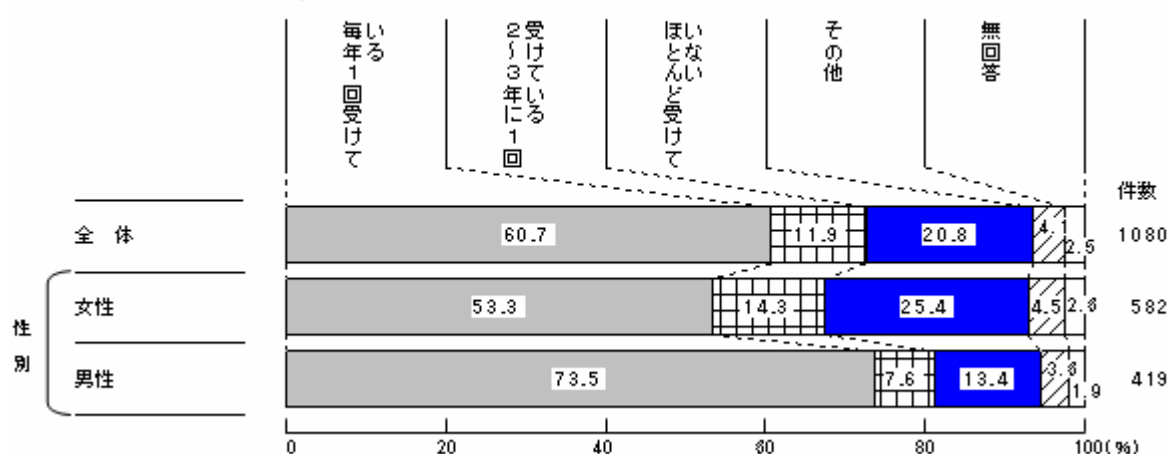
こうした性別による特性を踏まえ、身体的、精神的に大人への準備の時期である思春期から生命の誕生を迎える時期を経て更年期・高齢期に至るまで、人生のあらゆるステージにふさわしい健康づくりを支援することが必要です。

また、働きながら妊娠や出産を迎える女性が増えており、働く場において女性が母性を尊重され、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康の保持増進等の観点からも重要な課題となっています。

さらに、生涯を通じた健康の保持増進のためには、性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。現在、国において性差医療に関する調査・研究が始まっており、今後、国の動向を踏まえながら、性差医療の普及に努める必要があります。

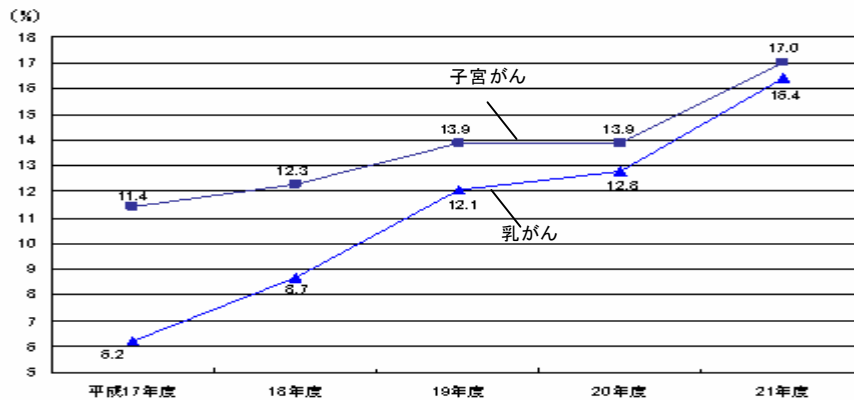
性の問題については、様々な情報が氾濫し、誰もが正しい知識を身に付けているとは必ずしも言えないのが現状です。女性の健康を脅かす子宮頸がんの原因となるHPVへの感染をはじめとする性感染症や薬物、喫煙のもたらす影響などと併せ、十分な情報提供や普及・啓発に取り組む必要があります。

《健康診断の受診について》



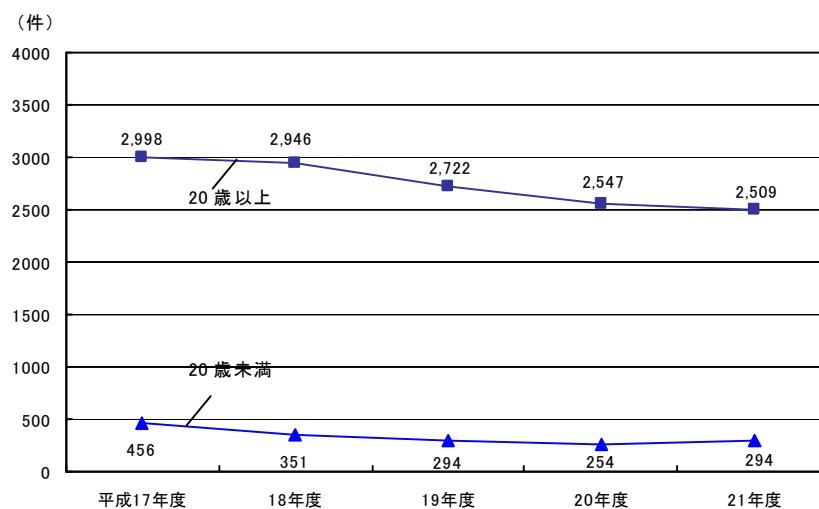
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査（平成21年度）」

《子宮がん・乳がん検診の受診率の推移について》



「広島市調べ」

《人工中絶件数の推移》



「広島市調べ」

基本施策

1 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

(1) 思春期の健康の保持増進のための支援

ア 啓発の推進

命の大切さに対する理解を深めるための取組や思春期の心身の変化に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

※ 具体的取組

- こころの健康相談【再掲】 [健康福祉局]

- ⑧ 思春期保健対策事業（思春期保健に関する講演会等の開催、思春期保健連絡会議（仮称）の設置） [こども未来局]

- ⑨ 思春期精神保健に関する相談指導 [健康福祉局]

- ⑩ 「命の大切さを伝える教育推進プログラム」の策定・実施（指導プログラムの策定、新たな教材の開発）【再掲】 [教育委員会]

(2) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援

ア 妊産婦等への心身の健康保持増進についての啓発

妊娠・出産期における女性の心身の健康保持増進について、母子健康手帳交付などの機会を通じて妊産婦等への啓発を行います。

※ 具体的取組

- 妊産婦乳幼児等保健指導事業（母子健康手帳の交付に伴う妊婦指導） [こども未来局]

イ 事業者に対する妊産婦等への配慮の周知・啓発

働きながら安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦等の心身の健康保持増進への配慮について、事業者に対し周知・啓発を行います。

※ 具体的取組

- ⑨ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

ウ 妊産婦に対する妊娠・出産についての情報提供、相談の充実

安全な出産に向けた妊産婦の健康管理を支援するための情報提供や相談の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 妊産婦乳幼児等保健指導事業 [こども未来局]
- 妊婦乳児健康診査事業 [こども未来局]

エ 母子保健医療の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、周産期等における母子保健医療の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 妊娠高血圧症候群等療養援護 [こども未来局]
- 未熟児養育医療給付事業 [こども未来局]

オ 妊産婦に対するパートナーの理解の促進

パートナーが妊産婦の身体や心の変化を理解し、ともに子育てをする意識を持つことができるよう支援します。

※ 具体的取組

- はじめての子育て応援事業【再掲】 [こども未来局]
- パパとママの育児教室の開催 [こども未来局]

カ 不妊に悩む男女への支援

不妊治療に関する経済的負担の軽減や相談支援を行います。

※ 具体的取組

- ⑨ 不妊治療費助成 [こども未来局]

(3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

ア 更年期・高齢期の健康保持対策の推進

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及などによる更年期・高齢期の健康保持対策に取り組めます。

※ 具体的取組

- 健康増進事業（健康相談） [健康福祉局]
- 健康増進事業（健康教育） [健康福祉局]
- こころの健康相談の実施【再掲】 [健康福祉局]
- ⑨ 「元気じゃけんひろしま21」の推進 [健康福祉局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(4) 性差医療の推進

ア 性差に応じた的確な医療や健康診査の機会の充実

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 女性専用外来の実施 [病院事業局]
- がん検診の実施 [健康福祉局]
- 骨粗鬆症検診の実施 [健康福祉局]

イ 心の健康保持対策の推進

女性の職場や家庭における状況や女性特有の身体的状況などによって生じる不安やストレスの軽減、解消を図るとともに、精神面で孤立しやすい男性の自殺予防などのための相談等を充実し、男女の心の健康づくりを支援します。

※ 具体的取組

- こころの健康相談の実施 [健康福祉局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施【再掲】 [市民局]

ウ 性差医療の普及

性差に応じた的確な医療が受けられるよう、国の動向を踏まえながら、市民や医療関係者に対し、性差医療の重要性に関する普及・啓発を行うとともに、男女が抱える心身の問題について相談することのできる体制の整備を検討します。

※ 具体的取組

- ⑨ 「女性に配慮した医療機関」の周知 [健康福祉局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施【再掲】 [市民局]

基本施策

2 性と生殖に関する健康と権利の浸透

「性と生殖に関する健康と権利（注）」について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

(1) 啓発の推進

ア 性に関する相談機会や情報の提供

生涯にわたり「性と生殖に関する健康と権利」の浸透を図るため、性に関する相談機会や情報提供の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 家庭訪問指導事業（家族計画指導） [こども未来局]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

（注）性と生殖に関する健康と権利

「性と生殖に関する健康」とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、「性と生殖に関する権利」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるとする基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。

基本施策

3 健康を脅かす問題についての対策の推進

HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPVへの感染をはじめとする性感染症などの健康を脅かす問題について、正しい知識の普及・啓発や相談体制の整備などに取り組みます。

(1) 正しい知識の普及・啓発の推進

ア 性感染症や薬物乱用の防止などについての正しい知識の普及・啓発

H I V／エイズや、子宮頸がんの原因となるH P Vへの感染をはじめとする性感染症及び薬物の乱用などを防止するため、正しい知識を普及・啓発します。

※ 具体的取組

- エイズ予防対策事業（普及・啓発） [健康福祉局]
- 性感染症予防事業（普及・啓発） [健康福祉局]
- 覚せい剤等相談事業 [健康福祉局]
- 薬物乱用防止の普及・啓発 [健康福祉局]
- 喫煙対策推進事業（禁煙教室など） [健康福祉局]

(2) 相談しやすい体制の整備

ア プライバシー等に配慮した相談や検査の実施

性感染症や薬物などについて、プライバシー等に配慮した、安心して相談や検査を受けることのできる環境づくりに取り組みます。

※ 具体的取組

- エイズ予防対策事業（相談検査） [健康福祉局]
- 性感染症予防事業 [健康福祉局]
- 薬物関連問題相談 [健康福祉局]

施策の目標（指標）

	施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
	子宮がん検診の受診率を上げる	%	17.0 （平成 21 年度）	38.0 （平成 23 年度）
	乳がん検診の受診率を上げる	%	16.4 （平成 21 年度）	32.0 （平成 23 年度）
新	健康状態が良好と感じている市民の割合を増やす	%	76.7 （平成 21 年度）	90 （平成 23 年度）
新	成人男女それぞれの喫煙率を下げる	%	女性 8.8 男性 34.7 （平成 18 年度）	女性 5.5 男性 21 （平成 23 年度）